

令和7年度鶴岡市国民健康保険運営協議会

第1回会議録

I. 日 時 令和7年8月6日(水) 13:00～14:25

II. 場 所 鶴岡市役所 委員会室

III. 出席状況

		出 席	欠 席
委 員	被保険者代表	阿部健一、佐藤宣夫	和田光子、 岩本輝久、 熊木誠
	保険医・保険薬剤師 代表	福原晶子、佐久間正幸、三原一郎、 鳥海良明	鶴町恵理
	公益代表	遠藤初子、坂本昌栄、秋葉雄、 佐藤昌哉	五十嵐一彦
	被用者保険代表	小池信明	
	計	11名	5名
市 側	阿部副市長 菅原健康福祉部長 関係課長等 山口国保年金課長、丸山課税課長、齋藤納税課長、 五十嵐健康課長、阿部スポーツ課長 齋藤朝日庁舎地域づくり推進課長 国保年金課 田村国保年金専門員 健康課 佐藤主査、伊藤専門員 朝日庁舎地域づくり推進課 早坂主査 計 12名		

IV. 公開・非公開の別 公開

V. 傍聴者の人数 0人

VI. 議事概要

1. 開 会 国保年金課長

2. あいさつ 佐藤会長

[人事異動に伴う新任職員紹介] 国保年金課長

[出席委員報告] 国保年金課長

3. 会議録署名委員の指名

- ・佐藤会長より、佐久間正幸委員（保険医・保険薬剤師代表）、秋葉雄委員（公益代表）を指名した。

4. 報 告 (1)～(3)一括報告 ※説明：国保年金課長

- (1) 国民健康保険税当初賦課状況について
- (2) 国民健康保険税滞納者対策について
- (3) 後期高齢者医療制度の施行状況等について

◆質問・意見

委員①

国民健康保険税の滞納者対策について、昨年まで実施していた短期被保険者証や資格証明書の発行がなくなった。昨年の協議会では、滞納対策の新しい仕組みについては国から提示されていないとの回答だったが、現在どのように対応しているのか。

国保年金課長

短期証の交付がなくなった後も、納税相談の機会としてこれまでどおり、電話や文書、訪問等により、滞納世帯個々の事情等を確認しながら実施している。特に新規滞納者については、早期納付を働きかけ、滞納が累積しないように文書や電話での催告を行うこととしている。

委員①

マイナ保険証に移行したわけだが、マイナンバーカードとの一体化率について教えていただきたい。

国保年金課長

本市のマイナンバーカード交付状況は、令和7年4月時点で105,494件、交付率は88.9%となっている。そのうち、国民健康保険加入者でマイナ保険証として登録している方は令和7年5月現在で16,865人、国保の被保険者に対する割合としては75.4%の方がマイナ保険証になっている。また、後期高齢者医療に加入している方では、マイナ保険証を所持している方が16,952人、後期の被保険者数に対する割合としては70.2%の登録率になっている。

委員②

滞納者対策について、他の市町村では結構資格証明書を発行しているというところもあるが、鶴岡市の場合は滞納者であっても、人道的な問題を考慮してかどうかかわからないが、該当者なしとなっている。公平性の関係から言うと、やはり滞納している方には特別療養費の支給に変更するという事前通知をするべきではないかと思うがどういう考えに基づいているのか。

国保年金課長

法律上、特別療養費に変更しなければならないのは、1年以上の滞納がある世帯と、納期限から1度も納付相談がなく、または納付相談があっても、滞納を解

消する意思がないという世帯となっている。

ただし、本市では滞納があることだけで判断はしておらず、災害や盗難により財産等の被害があったとき、病気で入院や手術を受けなければならないとき、事業主の方が事業を廃止、休止したり、著しい損失を受けたときや生活保護基準相当のように生活が困窮をしているなどの場合には、特別な事情があるということで、特別療養費の支給に変更はしていないというのが本市の現在の審査の状況となっている。

5. 協 議

(1) 令和6年度鶴岡市国民健康保険特別会計決算について

○事業勘定

- ・決算の概要（説明：国保年金課長）
- ・国民健康保険税収納状況（説明：納税課長）
- ・第3期データヘルス計画における保健事業実施状況（説明：健康課長）
- ・健康・生涯スポーツ推進事業（説明：スポーツ課長）
- ・鶴岡市国民健康保険の財政見通し（説明：国保年金課長）

○直営診療施設勘定（説明：朝日庁舎地域づくり推進課長）

- ・決算の概要
- ・朝日地域国保直営診療所における過去10年の診療状況の推移

◆質問・意見

委員①

資料8ページ、国民健康保険税の収納状況について、去年は滞納者への対応で差し押さえ件数が800件ぐらいあると聞いていたが、令和6年度の件数を教えていただきたい。

納税課長

国民健康保険税だけでなく、ほかの市税を含めて、6年度は760件差し押さえを執行している。納期限内に納付がない方に対し、督促状や催告書の送付、電話催告などにより、まずは自主納付を促しているが、納税に誠意が見られない方については、他の納税者との公平性を保つため、財産調査を行い、差し押さえを執行していることにご理解いただきたい。

委員①

資料9ページ、健診異常値放置者受診勧奨事業で、糖尿病治療中断者への勧奨をしているが、受診率が12.5%と低くなっている。関わっている人の中にも、糖尿病により足を切断したり、目が見えなくなったりという方がおり、若い人達はどうしても、糖尿病に関する意識がすごく低いようだが、ここに対応する何か対策を練っているのか。

健康課長

比較的若い世代での糖尿病に対する意識が低いというようなご指摘、確かにそのように感じている。こちらの中断者への勧奨については特に年齢の区分を設け

てはいないが、その中にも 40 代 50 代というような働き盛り世代が入っているというのは確かである。訪問指導のほか、特定健診やさわやか健診の場において、チラシなどにより普及啓発を図ってはいるが、十分とは言えないところもあるので、今後検討して参りたい。

委員①

糖尿病にかかっている方の家に何度か相談事で行くと、家の中も大変な状況であるし、食べたい物、好きな物を買ってきてしまう傾向がある。糖尿病になると仕事もできなくなったりするので、もう少し手厚く、訪問するなり何か少し手をかけていくことで、未然の防止に力を入れていただきたい。

委員②

財政見通しが令和 5 年の決算時の見通しから相当改善し、令和 11 年までは基金に手をつけなくていいということで、ありがたい話ではあるが、決算の度、基金取り崩しが先に延びている。ある意味では保険料をもらいすぎているという考え方もできるので、試算してみても保険料を下げるということとはできないのか。

国保年金課長

ご指摘のとおりではあるが、国保税率を下げるにしても、一時的になってしまい、またすぐ上げなければならなくなるというところで、これまでの国保税率の検討の際も頭を悩ませてきた。国保税率の見直しは、3 年に 1 度という形でしているが、今後は、毎年度毎年度の状況を見て、税率がどうあるべきかということを検討する必要もあると考えている。

◆承認

挙手全員にて承認

(2) その他

特になし

6. その他

○鳥海委員より

・熱中症対策について

○事務局（国保年金課長）より

・次回の開催予定について

現在の委員任期は 11 月 14 日までとなっているが、次回は新たな任期である 11 月 15 日以降を予定している。

7. 閉 会

○あいさつ（副市長）

議

長

佐藤昌哉

会議録署名委員

秋葉 雄

会議録署名委員

佐久間 正幸